

交付決定の額について

交付決定の額は、事前に提出される交付申請書をもとに、次のとおり算出します。

- ① 交付申請書の補助対象経費及び補助対象経費の総額が、本補助金の経費設定と適合しているか確認します。
- ② 補助対象経費の総額の3分の2が、補助金の額の上限である 1,600 千円以上の場合は、原則として 1,600 千円とするとともに、補助対象経費の総額と交付決定の額との差額は、補助事業者の自己収入等で負担することとなります。
- ③ 補助対象経費の総額の3分の2が 1,600 千円未満の場合は、補助対象経費の総額に補助率3分の2を乗じた額以内の額を補助金の交付決定の額とします。なお、選定された取組の申請経費が本補助金の経費設定と適合しない場合など、選定された取組の申請額が補助対象経費の総額とならないことがあります。

(例)

【補助対象経費の総額 1,500 千円の場合】

$1,500 \text{ 千円} \times 2/3 = 1,000 \text{ 千円} < \text{補助金の額の上限 } 1,600 \text{ 千円}$ であることから、

交付決定の額：1,000 千円

自己負担額： $1,500 \text{ 千円} - 1,000 \text{ 千円} = \underline{500 \text{ 千円}}$

なお、交付する補助金額は、予算の範囲内で調整を加えた額となる場合があります。

(参考) 用語の定義

補助対象経費	補助事業の実施にあたり、必要と認められる経費
--------	------------------------